

## 「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」の概要 ～保育所・放課後児童クラブへの助成活動～

### 1. 活動の内容

待機児童問題の解消に向け、保育所または放課後児童クラブの受け皿の拡大・質の向上、および保育所利用者の多様なニーズに対応した事業を推進する上で必要な環境整備に対し、助成を行う。

### 2. 助成対象と助成金額

助成対象	助成金額
(1) 休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり保育事業等[※1]に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用[※2]	1施設当たり上限額35万円 (助成金総額 最大700万円)
(2) 放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用[※2]	1施設当たり上限額20万円 (助成金総額 最大700万円)

[※1]通常の保育等に加え、保育所利用者の多様なニーズに対応した環境整備を行う事業

[※2]空調機・机・椅子・整理棚、寝具、乳幼児ベッド・物置等の設備の充実、大型・小型遊具、楽器、絵本や学習教材等(寝具、乳幼児ベッドについては(1)の場合のみ対象)

### 3. 応募資格

○助成対象 (1) 休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり保育事業等に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用

・以下のすべての条件を満たす事業者

①社会福祉法人・株式会社・特定非営利活動法人等の法人格を有していること
②以下のいずれかの施設を運営していること <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 認可保育所</li> <li>b. 地域型保育給付の対象となっている小規模保育施設</li> <li>c. 地域型保育給付の対象となっている事業所内保育施設</li> <li>d. 地域型保育給付の対象となっている家庭的保育施設</li> <li>e. 「認可外保育施設指導監督基準」に基づく保育施設</li> </ul>
③休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり保育事業等を実施していること <ul style="list-style-type: none"> <li>※いずれかの事業実施で応募可</li> <li>※新たにいずれかの事業を実施する場合、2019年4月末までに実施すること</li> </ul>

○助成対象（２）放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用

・以下の条件を満たす事業者（法人格の有無を問わない（父母会・地域運営委員会等含む））

・「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき、市町村からの委託事業・補助事業・代行事業（指定管理者制度）等の事業形態をとっており、行政からの補助を得て、放課後児童クラブの運営を行っていること

#### 4. 募集方法・期間

○公募方式（所定の「助成申請書」に必要事項を記入・捺印し、正本１部・副本（コピー）１部を必須添付書類と一緒に、当会へ郵便（簡易書留）にて送付）

○募集期間：２０１８年５月１６日（水）～６月２９日（金）＜当日消印有効＞

#### 5. 選考方法

○学識経験者等で構成する選考審査会が、必要性・効果等の選考基準により選考

#### 6. 選考結果の発表

○２０１８年１１月上旬（予定）に全ての申請施設に対し直接書面にてお知らせするとともに、当会ホームページにて公表

#### 7. お問い合わせ先

生命保険協会「子育てと仕事の両立支援」事務局

〒１００－０００５ 東京都千代田区丸の内３－４－１ 新国際ビル３階

電話：０３－３２８６－２６４３

※「募集要項」、「助成申請書」等は当会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）に掲載しております。

以 上